

# 当期純利益と包括利益：先行研究の 基準設定に対するインプリケーション

高 橋 美穂子

## Net Income and Comprehensive Income: Evidence from Previous Studies and its Implications for Standard Setting

Takahashi Mioko

### Summary

By using evidence shown in previous studies, this study confirmed that both the decision usefulness and transparency of accounting information would be improved through disclosing both net income and comprehensive income. This conclusion is consistent with the exposure draft of accounting standard for presentation of comprehensive income released by The Accounting Standards Board of Japan.

### 1. 本稿の目的と構成

当期純利益の維持を重視する立場と、当期純利益を廃止して包括利益のみを業績指標とする立場との間でいかに調整を図るかは、会計基準のコンバージェンスを巡る重要な論点のひとつであるとされてきた。こうしたことから、当期純利益と包括利益を比較する目的で、理論および実証の両面から多くの研究が行われてきた。

先行研究では、当期純利益と包括利益がどのように比較され、そこで示された結果は、コンバージェンスの議論に対していかなるインプリケーションを持つのであろうか。こうした問題意識の下、本稿の目的は、財務報告の目的に照らして、当期純利益と包括利益に関する先行研究の内容を検討し、その成果を借りながら、基準設定に対するインプリケーションを考察することである。

本稿の以下の構成は、次の通りである。第2節では、純利益と包括利益を巡る議論の動向を概観する。第3節では、わが国の討議資料『財務会計の概念フレームワーク』で示されている「財務報告の目的」と「会計情報の質的特性」を確認する。第4節および第5節では、投資意思決定有用性

および利害調整機能の観点から、当期純利益と包括利益に関する先行研究の内容を検討する。第6節では、結論と今後の研究課題を述べる。

## 2. 純利益と包括利益を巡る議論

企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan、以下「ASBJ」と略す）は、財務諸表における包括利益およびその他の包括利益の表示について定めることを目的として、2009年12月、企業会計基準公開草案第35号「包括利益の表示に関する会計基準（案）」（以下「公開草案」と略す）を公表した。このため、わが国においても、2011年3月決算より、包括利益計算書の開示が義務付けられる予定である。包括利益の表示を定めた会計基準が公表された背景には、国際的な会計基準を巡る動向がある。そこで本節では、この公開草案の概要とコンバージェンスをめぐる議論を概観し、純利益と包括利益の開示を巡る立場を確認する。

### (1) 公開草案第35号の概要

公開草案において、「包括利益」とは、「ある特定の企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分（第4項）」、そして「その他の包括利益」とは、「包括利益のうち当期純利益及び少数株主損益に含まれない部分（第5項）」と定義されている。

これまでわが国の会計基準では、包括利益の表示を定めていなかった。公開草案では、包括利益を表示する目的について、「期中に認識された取引及び経済的事象（資本取引を除く。）により生じた純資産の変動を報告することである」とした上で、「投資家等の利害関係者が企業全体の事業活動について検討するのに役立つことが期待されるとともに、貸借対照表との連携（純資産と包括利益とのクリーン・サープラス関係）を明示することを通じて、財務諸表の理解可能性と比較可能性を高め、また国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資するものと考えられる（第17項）」と説明している。

わが国の討議資料『財務会計の概念フレームワーク』（以下、「概念フレームワーク」と略す）では「包括利益が純利益に代替し得るものとは考えていない（第3章第21項）」として、純利益を維持する立場が明示されてきた。そして、包括利益については、「純利益に追加して、包括利益を開示する形をとるかぎり、特に投資家を誤導するとは考えにくいこともあり、国際的な動向にあわせてこれを構成要素の体系に含めておくこと（第22項）」とされてきた。

これにあわせて、公開草案でも、「包括利益の表示の導入は、包括利益を企業活動に関するもっとも重要な指標として位置付けることを意味するものではなく、当期純利益に関する情報と併せて利用することにより、企業活動の成果についての情報の全体的な有用性を高めることを目的とするものである。本基準は、当該純利益の計算方法を変更するものではない（第18項）」と説明され

ている。

このように、わが国では、純利益に従来どおりの独立した地位が与えられると同時に、包括利益にもまた独立した地位が与えられており、2つの利益を共存させる立場がとられている。

## (2) 包括利益を巡る国際的な動向

包括利益の表示に関する国際的な審議は、2004年4月より国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board、以下「IASB」と略す）とアメリカ財務会計審議会（Financial Accounting Standards Board、以下「FASB」と略す）が合同で進めている「財務諸表の表示プロジェクト」において進められてきた。IASBは、これまでの審議過程で純利益の表示を廃止し、包括利益のみを利益指標とする基準の変更を繰り返し検討してきた。しかしながら、純利益の廃止に対して、大きな反対を受けてきたことから、実現されるには至っていない。

同プロジェクトのフェーズAの成果として、2007年9月、改訂国際会計基準（International Accounting Standard、以下「IAS」と略す）第1号「財務諸表の表示」が公表されている。IAS第1号における包括利益計算書の特徴は、リサイクリングおよび純利益の表示が認められている点である。そして、表示方法については、包括利益をボトムラインとして純利益も開示する一計算方式と、純利益および包括利益のそれぞれをボトムラインとする二計算方式の選択適用が認められている。

「財務諸表の表示プロジェクト」のフェーズBの審議過程において、IASBとFASBの予備的見解が、2008年10月に討議資料「財務諸表の表示に関する予備的見解」として公表された。この中において、純利益と包括利益の表示方法については、包括利益をボトムラインとする一計算方式に限定することが提案されているものの、リサイクリングおよび純利益の表示については認めることが提案されている。しかしながら、IASBとFASBの間では、リサイクリングの容認および純利益の表示について、将来的に見直すことで合意がなされていることから、これらが禁止される可能性があることも否定できない。

つまり、「現状のIFRS（国際財務報告基準書、International Financial Reporting Standard、以下「IFRS」と略す）は、日本基準とのコンバージェンスを優先して、その他の包括利益のリサイクリングを許容し、包括利益を導出する途中段階での当期純利益の表示を是認しているが、基本理念を放棄したわけではない（桜井 2010、p.43 括弧内は引用者）」ことと考えられ、IASBはその基本理念において「当期純利益を排除して、包括利益に一元化し、損益計算書に代わる包括利益計算書の制度化を指向している（齋野 2010、p.192）」ことが指摘されている。

国際的に見て、現行では、包括利益と純利益の開示を両立させる基準が採用されているものの、純利益と包括利益を巡っては、「純利益を廃止して包括利益のみを開示する」ことを基本理念とする立場と、「純利益の維持を前提として包括利益を開示する」立場が存在する。これまでに蓄積されてきた研究の成果は、このいずれの立場を支持するものであろうか。先行研究の成果を、基準設

定の問題に照らして検討するのに先立ち、わが国の概念フレームワークで規定されている「財務報告の目的」とそれを支える「会計情報の質的特性」について、次節で簡単に確認する。

### 3. 討議資料『財務会計の概念フレームワーク』

周知のとおり、財務会計には、投資家の意思決定に有用な情報を提供する機能と利害関係者の調整を図る機能が期待されている。この2つの機能のうち、わが国の概念フレームワークでは、財務会計の主たる目的を、投資意思決定に有用な情報を提供することとし、私的契約等を通じた利害調整のための利用は副次的であると規定している。この点について、桜井（2010）は日本基準と米国基準と IFRS の間で、基本的な相違はないこと、すなわち、投資意思決定有用性を財務報告の主たる目的とし、利害調整のための利用を副次的な目的としている点で、3つの概念フレームワークは共通していることを指摘している。

さらに、わが国の概念フレームワークでは、意思決定有用性がより明確に定義されている。概念フレームワーク第1章「財務報告の目的」では、財務報告の目的を、「投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示にある（序文）」と規定していることから、意思決定有用性の具体的な内容は、投資家による企業価値の評価に資する情報を提供することと捉えられる<sup>1</sup>。

概念フレームワーク第2章「会計情報の質的特性」では、上述の「財務報告の目的」を達成するために、会計情報が備えるべき特性を論じている。そして、会計情報が投資家の意思決定に有用であることを支える具体的な特性として、意思決定目的に関連する情報であること（意思決定との関連性）と、一定の水準で信頼できる情報であること（信頼性）が示されている（第2項）。

このうち、「意思決定との関連性」とは、会計情報が将来の投資の成果についての予測に関連する内容を含んでおり、企業価値の推定を通じた投資家による意思決定に積極的な影響を与えて貢献することである（第3項）。そして、それを支える特性が「情報価値の存在」と「情報価値の充足」である。すなわち、会計情報が、投資家の意思決定に貢献するか否かは、それが情報価値を有しているかと関わっており、具体的には、投資家の予測や行動が当該情報の入手によって改善されることとされている。また、新たな基準の導入を検討する場合など、会計情報の情報価値が不確かな場合には、投資家による情報ニーズの存在が、その情報価値を期待させると規定されている（第4項）。

会計情報の意思決定有用性は「信頼性」にも支えられている。信頼性は、「表現の忠実性」・「検証可能性」・「中立性」などに支えられ、会計情報が信頼するに足るものであることを規定している（第6項）。表現の忠実性とは、企業の直面した事実を会計データの形で表現する際に、事実と会計上の分類項目との明確な対応を求めるものである。検証可能性は、測定者の主観には左右

1 第3項、第7項、第16項などにも「企業価値の評価」が明示されている。

されない事実に基づく財務報告により達成され、中立性は、一部の関係者の利害だけを偏重することを避けることで達成されると規定されている（第7項）。

このように、概念フレームワークは、財務報告の主たる目的を「投資家の意思決定に有用であること」と規定し、これを達成するために会計情報が備えるべき具体的な特性として、情報価値を有しているか、情報ニーズが満たされているか、会計情報が表現の忠実性・検証可能性・中立性を備えているのかなどをあげている。このため、投資意思決定における純利益と包括利益の有用性も、これらの具体的な特性に照らして判断されることとなる<sup>2</sup>。

#### 4. 投資意思決定有用性からの検討

当期純利益と包括利益を比較する目的で行なわれてきた実証研究の多くは、前節で確認した、意思決定有用性を支える特性の中でも、特に「情報価値の存在」に焦点をあててきた。先行研究はどのような方法で、純利益と包括利益に情報価値が存在するか否かを検証してきたのであろうか。本節では、投資意思決定の観点から純利益と包括利益の有用性を比較検討した先行研究を、(1) 価値関連性に基づくアプローチ、(2) 企業評価モデルに基づくアプローチ、に分けて検討する。

##### (1) 価値関連性に基づくアプローチ

投資意思決定有用性の観点から、当期純利益と包括利益を比較する目的で行われた先行研究の多くは、利益情報と株価（リターン）の関連性を検証することを通じて、純利益と包括利益の意思決定有用性に関する証拠の蓄積を試みてきた（Chang et al. 1993, Dhaliwal et al. 1999, Biddle and Choi 2006, Chambers et al. 2007, Kanagretnam et al. 2009, 井手 2004, 須田 2008, 若林 2009）<sup>3</sup>。

このアプローチに基づいて、利益情報の意思決定有用性を検証しようとする研究の多くは、利益と企業価値（株価）のあいだに、次の繋がりがあつたことを想定してきた。すなわち、①株価は将来配当と、②将来配当は将来利益と、③将来利益は現在の利益と関係がある（Beaver 1981）、とする繋がりであつた。また、Ohlson（1995）で再認識された、会計情報と企業価値の関係をより明確に示した企業評価モデルにおいても、現在の利益情報などに基づいて、将来利益（キャッシュフロー）が予測され、企業価値の推定が行われることが想定されている。つまり、公表される利益情報は、企業評価の重要なインプットである将来利益（キャッシュフロー）の予測を通じて、企業価値に影響を与えることが想定されているのである。

このような、会計情報と企業価値の関係を前提とすれば、公表された会計情報に基づいて、投資

<sup>2</sup> 八重倉（2007）は、会計基準設定に関して、これらの特性が満足されているか否かを示す役割が、実証研究には期待されることを指摘している。

<sup>3</sup> これらを含む、純利益と包括利益に関する先行研究については、大日方（2002）、若林（2009）が詳しい。なお、先行研究の中には、包括利益そのものではなく、純利益にその他の包括利益項目を調整したものを（疑似）包括利益として分析しているものも含まれる。

家の期待利益とリスクに対する予想が修正されると、それが株価に織り込まれて、新しい均衡価格が設定されることとなる（須田 2001）。そのため、先行研究の多くは、公表された利益情報が情報価値を有しているか、すなわち、投資家の予測や行動が当該情報の入手によって改善したか否かを、株価（リターン）を通じて検証してきた<sup>4</sup>。

これらの研究は、相対情報内容と増分情報内容を検証するものに分けられる<sup>5</sup>。純利益と包括利益のいずれがより有用な業績指標であるかを明らかにする目的で、相対情報内容が検証され、また、純利益を所与とした上で、その他の包括利益に含まれる項目（の一部または全部）に追加的な情報内容があるか否かを明らかにする目的で、増分情報内容が検証されてきた。

実証研究の結果は、対象とするサンプルや分析手法の違いにより、その普遍性が保証されない点に留意する必要があるものの、これまでの価値関連性に基づく研究では、純利益を所与とした上で、その他の包括利益に含まれる項目を追加した場合に、追加的な説明力が確認されることはあっても、純利益に代えて包括利益を開示することを支持する首尾一貫した証拠は示されていない、ことが確認されてきたようである<sup>6</sup>。

純利益と包括利益の有用性を比較する目的で行われた研究の多くは、価値関連性アプローチに基づく証拠を積み重ねてきた。しかしながら、意思決定有用性を検証する目的で、このアプローチを利用することに対しては、批判も存在する。そのため、実証結果が示唆する証拠を援用する場合には、それらの批判の内容を確認しておく作業が必要であろう。

例えば、八重倉（2007、p.123）は、「討議資料がよってたつ測定パースペクティブの観点からは、いわゆる Value-Relevance テストは不十分な投資意思決定有用性のテストである」と指摘しているが、その理由として、「単に企業価値と何らかの会計情報（または会計情報の組み合わせ）の間に相関関係があるというだけでは、投資家はその会計情報を用いて企業評価を行うすべをもたないからである。すなわち会計情報が投資家による企業価値の推定に寄与する／寄与したという確証にはならない」ことをあげている。また、福井（2008）は、「株価との高い相関イコール有用な会計情報という価値関連性研究の前提は、それが定義でないとすれば、それほど自明なことではない（p.163）」ことを指摘し、「『正しい』資産評価モデルを知ることなしに、株価と会計情報の間にいかなる関連を見つけても、それは両者が高い相関関係にあるということを示すに過ぎず、それ以上のことを学ぶことはできないし、政策への示唆を言えることもできない（p.177）」と述べている<sup>7</sup>。

さらに、基準設定に資する目的で行われる価値関連性研究が避けることのできない問題点の一つとして、八重倉（2001、p.56）は「会計基準が実際に導入されないと必要なデータが得られないこ

4 須田（2001）が「公表された情報が投資家にとって価値があるということは、その情報に対して異常な株価反応があったということで証明される。異常な株価反応があれば、その情報は情報内容（information content）があると判断され、投資家に対する有用性が認められる（p.40）」と述べているように、会計情報の有用性を検証している先行研究には、異常な株価反応との関連を検証しているものと、株価（リターン）との関連を検証しているものがある。ただし、ここでの議論では、両者を区別していない。

5 相対情報内容と増分情報内容については、Biddle et al. (1995) を参照のこと。

6 例えば、若林（2009）を参照。

7 詳しくは、福井（2008）第5章を参照。価値関連性アプローチの基準設定に対する貢献に懐疑的な主張を展開している他の研究に Lev（1989）、Holthausen and Watts（2001）がある。ただし、後者は利害調整機能の点から主張を展開している。

当期純利益と包括利益：先行研究の基準設定に対するインプリケーション（高橋）

とが多い」点を挙げている。そして、会計基準案の公表に対する市場反応に基づいてその是非を検証しようとするアプローチに対しては、「株価が上昇（下降）したから基準案が良い（悪い）ということには必ずしもならないので、報道に対して市場が反応したとしても、それをもって基準（案）の是非を結論付けることはできない」ことを指摘している。

## (2) 企業評価モデルに基づくアプローチ

先行研究の中には、企業評価モデルのインプットとしての情報価値を検証する観点から、純利益と包括利益の有用性を比較する研究も見られる。そこで、このアプローチで用いられる残余利益モデルをはじめに確認する。

時点  $t$  における、株主からみた企業価値 ( $V_t$ ) は、配当 ( $D_t$ ) の期待値の割引現在価値である。これは、周知のとおり、次の割引配当モデル (①式) で表現される。

$$V_t = \sum_{i=1}^{\infty} \frac{E_t(D_{t+i})}{(1+r_e)^i} \quad (①)$$

ただし、 $r_e$  = 株主資本コスト

割引配当モデルに、会計上のクリーン・サープラス関係 (②式) を仮定すると、

$$B_t = B_{t-1} + NI_t - D_t \quad (②)$$

ただし、 $B_t = t$  期末における株主資本簿価

$NI_t = t$  期の純利益

次の残余利益モデル (③式) が導出される。残余利益モデルは、現在の資本簿価と将来の利益流列によって企業価値が表現できることを示している。

$$V_t^{NI} = B_t + \sum_{i=1}^{\infty} \frac{E_t[RI_{t+i}]}{(1+r_e)^i} \quad (③)$$

ただし、 $V_t^{NI}$  = 純利益を用いて求められる  $t$  期の株主価値

$RI_t = t$  期の残余利益 ( $RI_t = NI_t - r_e \times B_{t-1}$ )

従来、貸借対照表の資本の部の剰余金に入る項目は、損益計算書の利益を経由していた。しかし、損益計算書を経由せずに貸借対照表に計上される、いわゆる資本直入項目が見られるようになったため、クリーン・サープラス関係を満たす利益と資本の組み合わせは、上記の「純利益と株主資本」のほかに、「包括利益と純資産」(②'式) も存在するようになった。

$$NA_t = NA_{t-1} + CI_t - D_t \quad (②')$$

ただし、 $NA_t = t$  期末における純資産簿価

$CI_t = t$  期の包括利益

次の③'式は、上記の②'、すなわち「包括利益と純資産」に基づくクリーン・サープラス関係から導出される残余利益モデルである。

$$V_t^{CI} = NA_t + \sum_{i=1}^{\infty} \frac{E_t[RCI_{t+i}]}{(1+r_e)^i} \quad (3)'$$

ただし、 $V_t^{CI}$  = 包括利益を用いて求められる  $t$  期の株主価値

$$RCI_t = t \text{ 期の残余利益} \quad (RCI_t = CI_t - r_e \times NA_{t-1})$$

無限期間の予測値が明らかな状況では、モデルのインプットとして「当期純利益と株主資本」および「包括利益と純資産」（上記の③式と③'式）のいずれの組み合わせを用いたとしても、残余利益モデルから得られる企業価値は本源的価値に一致する。

しかし、予測値が明らかではない状況においては、毎期のフローをどのように予測するかが、企業価値を推定する上での課題となる。桜井（2010、p.45）は、「『その他の包括利益』に属する項目は、いずれも期中の時価変動額であり、多くの財貨市場は近似的に効率的市場であるから、将来の時価変動額の期待値はゼロと考えられる」ことを理由に、「包括利益の予想額として、現在の純利益を利用することが最も合理的である」と指摘する。つまり、包括利益と純資産の組み合わせをインプットとして想定した場合でも、「『その他の包括利益』の期待値がゼロと想定されるかぎり、当期純利益は依然としてその情報価値を失わない」ことが示されるのである。

また、純利益と包括利益のそれぞれの予測値が、有限期間において異なる場合は、それらをインプットとして用いた企業価値の推定値は、同じ値になるとは限らない。そして、このような状況においては、「企業価値の推定値がどれくらい早く本源的価値に収束するかは、会計基準に影響される可能性がある（若林・八重倉 2010、p.209）」。Coopers & Lybrand Academic Advisory Committee（1997）は、この点に着目し、残余利益モデルを用いて会計基準の比較を行うアプローチを提唱している<sup>8</sup>。そこでは、同一企業について、複数の予測値を用いた企業価値評価を行い、より短い年数の予測値（インプット）で企業価値をあらわすことができる会計基準を、より良い基準と捉えるのである<sup>9</sup>。このアプローチでは、投資意思決定有用性を企業価値評価の正確性という明確な規準で測定できることから、価値関連性アプローチよりも、基準設定に対してより直接的なインプリケーションを提供できることが期待されている（八重倉 2001）。

上述のアプローチを採用して、純利益と包括利益の投資意思決定有用性を比較した先駆的な研究に、若林・八重倉（2010）がある。そこでは、残余利益モデルのインプットとして純利益と包括利益（上述の③式および③'式）を用いて推定したそれぞれの企業価値と、株式時価総額<sup>10</sup>との評価誤差を同一企業について求め、その平均値や標準偏差などを比較している<sup>11</sup>。

8 以下の内容は、八重倉（2001）および若林・八重倉（2010）に依拠している。

9 実証にあたっては、企業の本源的価値の代理変数として、株式時価総額が用いられる。

10 企業の本源的価値の代理変数として利用されている。

11 分析にあたっては、予測値ではなく、実績値を使用しているため、市場が perfect foresight をもっていることが仮定されている。



分析結果は、企業属性によっては、純利益の優位性が維持されるとは言えないものの、概ね純利益のほうが企業価値評価の正確性が高いことが示されている。また、若林・八重倉（2010）では、企業価値評価の正確性とあわせて、企業価値評価に影響を与えると想定される利益特性、すなわち持続性と予測可能性の点からも、純利益と包括利益の比較を行なっているが、そこで得られた証拠も、純利益のほうが包括利益よりも優れていることを示唆するものであった。

このように、純利益と包括利益を、企業価値評価の観点から比較したアプローチを用いた若林・八重倉（2010、p.229）では、「純利益のほうが包括利益よりも優れた利益指標であることを支持する」証拠が示されており、このことから、「純利益を廃止し、包括利益のみを利益指標として認めることは、現段階では、必ずしも妥当な業績開示のあり方とはいえない」ことが指摘されている。

また、金子（2010）は、PriceWaterhouseCoopers（2007）に基づき、包括利益の相対的なボラティリティが、事業のボラティリティに関して何らかの洞察を提供することで、企業価値の評価モデルの分母、すなわち割引率に影響を与える可能性があることを指摘している。この指摘に関連する研究として、純利益と包括利益を投資リスクとの関連性から比較した、若林（2008）がある。ここでは、包括利益と純利益のいずれの業績指標が投資リスクをよりよく説明するのかという問題意識のもとで、投資リスク指標と利益ボラティリティの関連性が検証されている<sup>12</sup>。分析結果は、概して、当期純利益の標準偏差のほうが包括利益の標準偏差よりも投資リスクとの関連性が強いことを示しており、このことから、若林（2008）は、当期純利益のほうが包括利益よりも投資リスクの評価に役立つ業績指標であること、さらに投資リスクの評価にあたって、包括利益はむしろノイズを追加した情報となっている可能性があることを指摘している。

## 5. 利害調整機能からの検討

概念フレームワークでは、副次的な用途とされているものの、周知のとおり、利益情報は利害調整にも利用されている。利害調整機能がよりよく達成されるのは、当期純利益あるいは包括利益のいずれの利益指標を用いた場合なのであろうか。本節では、利害調整の観点から純利益と包括利益を検討する。

先行研究では、配当制限を通じた債権者保護や課税所得の計算などでは、貨幣的な裏づけのある当期純利益の方が良好な尺度であることが指摘される一方で、会計報告を通じて達成される適切なコーポレート・ガバナンスの観点からは、包括利益の方がより良くその機能を発揮する場合があることも指摘されている。

例えば、桜井（2010、p.46）は、「時価変動の激しい資産への資金投下を抑制したり、その資産保有が不可避であれば、ヘッジ取引で対処したりする義務」も経営者の受託責任に含まれると考え

<sup>12</sup> リスク指標として、トータル・リスク（株式リターン標準偏差）、システムティック・リスク（市場ベータ）、アンシステムティック・リスク（市場モデルの残差リターンの分散）を用いている。

れば、「良好な取引関係を維持するために相互に保有している株式が、時価変動に起因して損失を生じた事実を的確に把握したり、そのような危険に備えて経営者が行っていたヘッジ取引の効果を認識することにより、受託責任の遂行状況の評価を促進するのは包括利益である」と述べている<sup>13</sup>。そして、その上で、包括利益を開示しても純利益に期待される機能が損なわれることはないこと、逆にリサイクリングを行わなければ、経営者が意図的に実施した市場取引の事実が反映されずに、受託責任の遂行状況の評価が妨げられる可能性もあることから、当期純利益の維持を前提として、包括利益を開示すべきであることを指摘している。

当期純利益と包括利益を巡る議論では、経営者の恣意的な利益調整が行われやすいことが、純利益を排除する根拠のひとつとされてきた<sup>14</sup>。このことは、「IFRS が基本理念において当期純利益を排除しようとする理由（桜井 2010、p.45）」にもなっている。

先行研究では、経営者の利益調整行動を裏付ける証拠を、純利益（経常利益）を用いて確認してきたが、包括利益についても、純利益と同様に、利益調整行動を裏付ける証拠が示されるのであろうか。こうした疑問に答えようと、経営者の利益調整行動という観点から、純利益と包括利益を検証したのが、若林（2006）である。そこでは、純利益については、先行研究と同様、経営者の利益調整行動を裏付ける証拠が確認されるものの、包括利益については、利益調整行動を裏付ける証拠は確認されていない。包括利益に対する経営者の利益調整行動を裏付ける証拠が確認されなかった理由として、経営者には包括利益を調整するインセンティブがない、あるいは、包括利益の裁量の幅が純利益よりも小さく、結果として利益調整を行うことが難しいことが考えられる。

経営者による利益調整行動の影響を検討するにあたっては、その機会主義的な側面と情報提供的な側面を考慮する必要がある。例えば、利益は報酬をはじめとする各種の契約に用いられることから、経営者は利益数値を操作するインセンティブを有している。そのため、経営者の利己的な動機に基づいて利益数値が歪められる可能性があり、投資家にとって有用な利益情報が開示されるとは限らない。その一方で、一般的に、最も的確な企業業績の予測をなす立場にある経営者が、情報の非対称を解消し、エージェンシーコストを削減するために、将来に対する見積もりや計画を利益数値に反映させることで、利益の情報価値が高まる可能性もある<sup>15</sup>。

このように、経営者の利益調整行動には、機会主義的な側面と情報提供的な側面があると捉えられるが、実際に公表される利益数値が、経営者による将来予測を反映した情報価値の高いものなのか、あるいは、利己的な動機に基づいて歪められたものなのかを観察することは難しい<sup>16</sup>。重要なことは、情報優位にある経営者の将来情報が開示される裁量の余地を残しつつ、有価証券の保有目

13 この点に関連して「長期保有目的の株式の短期的な変動や為替相場の変動が当期純利益等の段階利益の表示と同時に表示されるようになると、特に自国通貨ではない国の経営者が背負う足かせは相当に大きい（持永 2010、p.59）」ことを指摘する意見もある。

14 ただし、包括利益が公正価値評価と直結しているからと言って経営者の恣意性が排除できるとは限らない。

15 経営者の利益調整行動は投資意思決定における利益情報の有用性を高める場合もある。

16 この点に関連して、若林（2009）は、利益調整を裏付ける証拠が見られる純利益の方が包括利益よりも価値関連性が高いことを示している。

的の解釈などを利用した機会主義的な利益調整行動が観察できるような仕組みを整えることである。そのため、徳賀（2007）が指摘するように、「これまで純利益が果たしてきた経営者の期待や計画を反映するという役割を別の情報が担っていくことが確保されない限り、純利益を開示させ（リサイクルを義務づけ）、かつその透明性を高める（機会主義的操作の一部を無意味化させる）ためにも包括利益も開示（p.90）」することが望まれるのである。

## 6. 結 論

国際的な会計基準のコンバージェンスを背景として、当期純利益と包括利益の優劣を比較する研究が多様な角度から行われてきた。本稿では、こうした先行研究の内容を検討し、そこで示された結果が、コンバージェンスの議論に対して、いかなるインプリケーションを持つのかを考察した。

当期純利益と包括利益に関する先行研究の検討を通じて明らかとなったのは、投資意思決定と利害調整の両場面において、当期純利益が果たす役割を包括利益が代替できる、すなわち、当期純利益を廃止して包括利益のみを業績指標とする主張を支持するに足る首尾一貫した証拠と論拠が、これまでのところ確認されていない点である。そして、包括利益の開示が、恣意的操作に対する透明性の向上や受託責任の遂行状況の把握に役立つことを考慮すれば、純利益と包括利益を共存させることで、会計情報に期待される機能を向上させることができる点を確認した。

このように本稿では、当期純利益を維持した上で、包括利益を開示することにより、利益情報に期待される機能が向上する可能性があること、そして、包括利益の開示に係る現行のわが国の基準案は、上記で検討した先行研究の成果から得られる知見と整合するものであることを確認した。

会計基準のコンバージェンスが進められる中で、いかなる基準に収斂すべきか、という問題は、今後も理論および実証の両面から慎重に議論されるべき課題である。純利益と包括利益の投資意思決定有用性を検証する目的で行われた先行研究の多くは、利益と企業価値（株価）の関係に焦点を当てた検証を行ってきた。しかし、福井（2007）が指摘するように、資本コストもまた、企業価値評価のために必要なインプットであり、その推計において会計情報の有用性が確認されている点にも注目すべきであろう。今後は、IASB と FASB の共同プロジェクトで提案される利益概念に留意しつつ、資本コスト推定の観点から、資産・負債を公正価値に基づいて測定することの有用性について検討することを課題としたい。

（たかはし みおこ・本学地域政策学部准教授）

謝辞 本稿は、科学研究費補助金・若手研究（B）（課題番号：19730305）の助成を受けたものである。

## 引用文献

- Beaver, W. H., 1981. *Financial Reporting: An Accounting Revolution*. Prantice-Hall.
- Biddle, G. G., and J. Choi. 2006. Is comprehensive Income useful? *Journal of Contemporary Accounting and Economics* 2(1): 1-32.
- Biddle, G. G., G. S. Seow, and A. F. Siegel. 1995. Relative versus Incremental Information Content. *Contemporary Accounting Research* 12(1): 661-687.
- Chang, C. S. A., J. K. Cheng, and V. Gopalakrishnan. 1993. On the Usefulness of Operating Income, Net Income and Comprehensive Income in Explaining Security Returns. *Accounting and Business Research* 23(91): 195-203.
- Coopers & Lybrand Academic Advisory Committee. 1997. Evaluating Financial Reporting Standards. Working paper. Coopers & Lybrand.
- Dhaliwal, D., K. R. Subramanyam, and R. Trezevant. 1999. Is comprehensive Income Superior to Net Income as a Measure of Firm Performance? *Journal of Accounting and Economics* 26(1-3): 43-67.
- Holthausen, R. W., and R. L. Watts. 2001. The Relevance of the Value-Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting. *Journal of Accounting and Economics* 31(1-3): 3-75.
- Kanagaretnam, K., R. Mathieu, and M. Shehata. 2009. Usefulness of Comprehensive Income Reporting in Canada. *Journal of Accounting and Public Policy* 28(4): 349-365.
- Lev, B. 1989. On the Usefulness of Earnings and Earnings Research: Lessons and Directions from Two Decades of Empirical Research. *Journal of Accounting Research* 27(Supplement): 153-192.
- Ohlsoln, J. A. 1995. Earnings Book Values and Dividends in Security Valuation. *Contemporary Accounting Research* 11(2): 661-687.
- PriceWaterhouseCoopers. 2007. *Performance Statement Survey 2007*, <http://www.pwc.com/gx/en/ifrs-reporting/performance-statement-together-to-shape-the-future-pwc-survey.jhtml>.
- 大日方隆 (2002) 「利益の概念と情報価値 (2) - 純利益と包括利益 -」 齋藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社.
- 井手健二 (2004) 「包括利益の有用性に関する検討 - わが国証券市場を対象として」『会計』第165巻第2号, pp.143-155.
- 金子誠一 (2010) 「純利益と包括利益」『企業会計』第62巻第1号, pp.69-72.
- 齋野純子 (2010) 「包括利益導入の意義と今後の展開方向」『税経通信』第65巻第3号, pp.192-200.
- 桜井久勝 (2010) 「当期純利益と包括利益の有用性比較」『企業会計』第62巻第1号, pp.43-46.
- 須田一幸 (2001) 「キャッシュフロー情報と利益情報の有用性 (1)」『会計』第160巻第1号, pp.39-50.
- 須田一幸 (2008) 「当期純利益と包括利益」須田一幸編著『会計制度の設計』白桃書房.
- 徳賀芳弘 (2007) 「業績報告のあり方について - 包括利益か純利益か」『企業会計』第59巻第1号, pp.86-93.
- 福井義高 (2007) 「概念フレームワークの忘れ物: 変動する資本コストと会計情報」『企業会計』第59巻第9号, pp.74-81.
- 福井義高 (2008) 『会計測定の再評価』中央経済社.
- 持永勇一 (2010) 「当期純利益の議論に考える自己改革メッセージ」『企業会計』第62巻第1号, pp.56-59.
- 若林公美 (2006) 「包括利益に関する利益調整行動」『会計』第169巻第6号, pp.42-52.
- 若林公美 (2008) 「包括利益と投資リスクの評価」『企業会計』第60巻第5号, pp.123-129.
- 若林公美 (2009) 『包括利益の実証研究』中央経済社.
- 若林公美・八重倉孝 (2010) 「企業価値評価モデルのインプットとしての利益」桜井久勝編著『企業価値評価の実証分析』中央経済社.
- 八重倉孝 (2001) 「会計基準設定と企業評価モデル」『会計』第16巻第2号, pp.55-61.
- 八重倉孝 (2007) 「概念フレームワークと実証研究」齋藤静樹編著『財務会計の概念フレームワーク (第2版)』中央経済社.